

外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
目次	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について……………2 外国為替証拠金取引のリスクについての説明……………4 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて……………6 外国為替証拠金取引の手続きについて…………… <u>24</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為…………… <u>26</u> 弊社の概要について…………… <u>29</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語…………… <u>31</u>	外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について……………2 外国為替証拠金取引のリスクについての説明……………4 外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて……………6 外国為替証拠金取引の手続きについて…………… <u>23</u> 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 …… <u>25</u> 弊社の概要について…………… <u>28</u> 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 …… <u>30</u>
外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について	7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。  カバー取引先（平成 20 年 <u>11</u> 月 <u>10</u> 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁	7. 弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、弊社は弊社の所定の金融機関との間でカバー取引を行っております。  カバー取引先（平成 20 年 <u>10</u> 月 <u>27</u> 日現在） ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG） 銀行業/ドイツ連邦金融監督局 ゴールドマン・サックス証券株式会社 （Goldman Sachs Japan Co.,Ltd.） 証券業/日本 金融庁 バークレイズ銀行 (Barclays Bank PLC) 銀行業/イギリス金融庁 株式会社三井住友銀行 （Sumitomo Mitsui Banking Corporation） 銀行業/日本 金融庁 ドレスナー・クラインオート証券会社東京支店 （Dresdner Kleinwort(Japan)Limited Tokyo Branch） 証券業/日本 金融庁

3. 本人確認書類の提出	<p>(法人のお客様の場合) 下記 2 点双方をご提出下さい。</p> <p>1. 登記簿謄本、履歴事項全部証明書のいずれか 1 点</p> <p>    ご注意</p> <p>    発行から 3 ヶ月以内の原本 (コピー不可) をご用意下さい。</p> <p>    商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p> <p>2. 取引担当者の本人確認書類 (上記個人のお客様の場合と同様です。)</p>	<p>(法人のお客様の場合) 下記 2 点双方をご提出下さい。</p> <p>1. 登記簿謄本、履歴事項全部証明書(または現在事項全部証明書)のいずれか 1 点</p> <p>    ご注意</p> <p>    発行から 3 ヶ月以内の原本 (コピー不可) をご用意下さい。</p> <p>    商号、住所変更の如何にかかわらず、本人確認の際に必要となります。</p> <p>2. 取引担当者の本人確認書類 (上記個人のお客様の場合と同様です。)</p>
17. 取引数量上限(ポジション保有の上限 / 注文数量の上限)	<p>但し、全決済 (お客様が保有する全てのポジション又は通貨ペア毎かつ売買別のポジションについて一括で決済の指示ができる注文方法) を行う場合、前述の注文数量の上限に関わらず一括で決済の指示を行うことが可能です。</p>	<p>但し、全決済 (お客様が保有する全てのポジション又は通貨毎かつ売買別のポジションについて一括で決済の指示ができる注文方法) を行う場合、前述の注文数量の上限に関わらず一括で決済の指示を行うことが可能です。</p>
24. レバレッジ	<p>外貨 ex ではレバレッジコースを 10 倍、30 倍、50 倍、100 倍、<u>200 倍</u>の <u>5</u> 種類をご用意しております。</p>	<p>外貨 ex ではレバレッジコースを 10 倍、30 倍、50 倍、100 倍の <u>4</u> 種類をご用意しております。</p>

## 24. レバレッジ

レバレッジ 200 倍コース

(追加)

<u>通貨ペア</u>	<u>通貨単位</u>	<u>取引証拠金額</u>
米ドル / 円	1万米ドルあたり	5,000 円
ユーロ / 円	1万ユーロあたり	5,000 円
ユーロ / 米ドル	1万ユーロあたり	5,000 円
豪ドル / 円	1万豪ドルあたり	4,000 円
英ポンド / 円	1万英ポンドあたり	10,000 円
ニュージーランドドル / 円	1万ニュージーランドドルあたり	4,000 円
カナダドル / 円	1万カナダドルあたり	5,000 円
スイスフラン / 円	1万スイスフランあたり	5,000 円
英ポンド / 米ドル	1万英ポンドあたり	10,000 円
南アフリカランド / 円	10万南アフリカランドあたり	5,000 円

<p>24. レバレッジ</p>	<p>レバレッジコースにかかわらず、お客様が一度に保有することができるポジション(建玉)の総数の上限は、4,000 万通貨単位とします。</p> <p>レバレッジコースを変更する際には、レバレッジコース設定をされた日の取引時間終了時点までにポジション(建玉)を決済していただく必要がございます。予め決済されていないと変更設定は、翌営業日以降に繰り越されます。また、未約定の注文がある場合につきましても、同様に当該注文が約定、かつ決済が完了するか、当該注文を取消するまで変更設定は、翌営業日以降に繰り越されます。</p> <p>弊社の定める審査基準に基づき、レバレッジコースの変更をお断りする場合がございます。レバレッジコースの変更は、弊社からお客様に対するレバレッジコース変更完了の通知により効力が発生するものとします。</p> <p><u>外貨 ex におきましては、レバレッジ 200 倍コースのもつ投資リスクの高さを考慮して、投資目的・投資経験・資産状況及び外国為替証拠金取引への理解度に弊社所定の基準を設けているため、口座開設のお申込み時に設定していただくことはできません。レバレッジ 200 倍コースをご希望のお客様は、口座開設後にレバレッジコースの変更を行って下さい。</u></p> <p><u>なお、スワップポイントの獲得や外貨の受渡・両替等を目的とされるお客様や外国為替証拠金取引の経験が極端に短いお客様に対しましては、100 倍以下のレバレッジコースでの運用を推奨させて頂いております旨、ご了承下さい。</u></p>	<p>レバレッジコースにかかわらず、お客様が一度に保有することができるポジション(建玉)の総数の上限は、4,000 万通貨単位とします。</p> <p>レバレッジコースを変更する際には、レバレッジコース設定をされた日の取引時間終了時点までにポジション(建玉)を決済していただく必要がございます。予め決済されていないと変更設定は、翌営業日以降に繰り越されます。また、未約定の注文がある場合につきましても、同様に当該注文が約定、かつ決済が完了するか、当該注文を取消するまで変更設定は、翌営業日以降に繰り越されます。</p> <p>弊社の定める審査基準に基づき、レバレッジコースの変更をお断りする場合がございます。レバレッジコースの変更は、弊社からお客様に対するレバレッジコース変更完了の通知により効力が発生するものとします。</p>
<p>29. ロスカットルール</p>	<p>ロスカットルールとは、取引証拠金が証拠金維持率 20% <u>1</u> (ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)</p>	<p>ロスカットルールとは、取引証拠金が証拠金維持率 20% (ロスカットライン)を下回った際に、損失の拡大を防ぐために、弊社の所定の方法により、強制的にお客様の保有するポジション(建玉)の全部を反対売買して決済する制度です。このとき証拠金維持率は下記の計算式により計算されます。</p> <p>証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 取引証拠金</p> <p>有効証拠金 = 資産合計 + 評価損益金 (23.証拠金等に関する用語 をご参照下さい。)</p>

弊社は、原則として、証拠金維持率が適正の場合(50%\_2以上)は10~30分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、お客様の、証拠金維持率が50%を下回ったことが確認された場合(以下、証拠金維持率が50%\_2を下回った口座を「危険口座」といいます。)においては、その後証拠金維持率が50%\_2以上となるまでの間、危険口座の場合は1~2分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール(ロスカットアラート)を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。

さらに、証拠金維持率が20%\_1(ロスカットライン)を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

なお、ロスカットによって、有効証拠金が0円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時までに当該不足金を外貨ex口座に差入れて頂く必要があります。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

弊社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。

1 レバレッジ200倍コースのお客様につきましては、証拠金維持率が40%となります。

2 レバレッジ200倍コースのお客様につきましては、証拠金維持率が80%となります。

弊社は、原則として、証拠金維持率が適正の場合(50%以上)は10~30分毎にお客様の証拠金の状況等を確認いたします。かかる確認において、お客様の、証拠金維持率が50%を下回ったことが確認された場合(以下、証拠金維持率が50%を下回った口座を「危険口座」といいます。)においては、その後証拠金維持率が50%以上となるまでの間、危険口座の場合は1~2分毎に当該危険口座の証拠金維持率の評価・確認を行うとともに、取引画面に危険口座である旨を表示してお客様に通知します。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、ご登録いただいておりますメールアドレス宛に警告を促す電子メール(ロスカットアラート)を配信することがあります。ただし、ロスカットアラートは一取引日につき一度のみの配信となります。

さらに、証拠金維持率が20%(ロスカットライン)を下回った場合には、弊社は、約款及び規程の定めに従い、弊社の所定の方法により、お客様の保有するポジション(建玉)を強制的に反対売買した上、決済された内容を、取引画面に表示してお客様に通知します。

なお、ロスカットによって、有効証拠金が0円を下回りお客様の口座に不足金が生じた場合には、お客様は不足金発生日の翌々営業日の午後3時までに当該不足金を外貨ex口座に差入れて頂く必要があります。

また、弊社はかかる上記の取引画面における表示に併せて、電子メールによりお客様に対して通知を行うことがあります。ただし、お客様は自己の責任において、取引画面にてポジション(建玉)の管理を行うものとし、お客様の事情によりこれらの電子メールが届かなかったとしても、弊社は一切の責任を負わないものとします。

弊社ではロスカットルールを設けておりますが、最終的に急激な相場変動等により預り資産以上の損失を被り、当該不足金を追加で預託する義務が発生するおそれがあります。